

卸売市場を含めた流通構造について

平成29年12月

農林水産省

I . 農業競争力強化プログラム等	2
II . 食品の流通構造の変化	6
III . 食品流通における課題と方向性	14
IV . 卸売市場流通	28

I . 農業競争力強化プログラム等

農業競争力強化プログラム・農業競争力強化支援法

- 農業競争力強化プログラムでは、「効率的・機能的で農業者と消費者双方がメリットを受けられる流通・加工構造を確立する」と明記。
- 農業競争力強化支援法では、「我が国の農業が将来にわたって持続的に発展していくため」、「農産物流通等の合理化の実現を図る」と明記。

■ 農業競争力強化プログラム(平成28年11月29日農林水産業・地域の活力創造本部決定)

2 生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立

(1) 生産者に有利な流通・加工構造の確立

現在の食料需給・消費の実態等を踏まえて効率的・機能的で農業者と消費者双方がメリットを受けられる流通・加工構造を確立するため、以下のとおり取り組む。

- ② 国は、農業者・消費者のメリットを最大化するため、農業者・団体から実需者・消費者に農産物を直接販売するルートの拡大を推進するとともに、農業者の所得向上に資するよう農業者・団体と食品製造業等との連携を一層促進する。

また、農業者の努力・創意工夫と消費者のニーズ・評価が双方で情報交換できるよう I C T を最大限に活用するとともに、農産物の規格（従来の出荷規格・農産物検査法の規格等）についてそれぞれの流通ルートや消費者ニーズに即した合理的なものに見直す。

- ④ 中間流通（卸売市場関係業者、米卸売業者など）については、抜本的な合理化を推進することとし、事業者が業種転換等を行う場合は、国は、政府系金融機関の融資、農林漁業成長産業化支援機構の出資等による支援を行う。

- ⑤ 特に、卸売市場については、経済社会情勢の変化を踏まえて、卸売市場法を抜本的に見直し、合理的理由のなくなっている規制は廃止する。

- ⑦ 国は、民間のノウハウを活用して、農業者が各種流通ルートについて、手数料や取引条件等を比較して選択できる環境を整備する。

また、農産物の物流については、パレット化や I C T を活用した共同配送等の効率化によりコストを削減する等の取組を推進する。

■ 農業競争力強化支援法(平成29年法律第35号)〔平成29年8月1日施行〕

(目的)

第1条 この法律は、我が国の農業が将来にわたって持続的に発展していくためには、経済社会情勢の変化に対応してその構造改革を推進することと併せて、良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物流通等の合理化の実現を図ることが重要であることに鑑み、これらに関し、国の責務及び国が講ずべき施策等を定め、当該施策の一環として事業再編又は事業参入を促進するための措置を講ずること等により、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援し、もって農業及び農業生産関連事業の健全な発展に寄与することを目的とする。

(農産物流通等事業に係る事業環境の整備)

第11条 国は、農産物流通等の合理化を実現する上で必要な事業環境の整備のため、次に掲げる措置その他の措置を講ずるものとする。

- 一 農産物流通等に係る規制について、経済社会情勢の変化を踏まえた見直しを行うこと。
- 二 農産物流通等に係る規格について、農産物流通等の現状及び消費者の需要に即応して、農産物の公正かつ円滑な取引に資するため、国が定めた当該規格の見直しを行うとともに、民間事業者が定めた当該規格の見直しの取組を促進すること。
- 三 農産物流通等について、その業務の効率化に資するため、情報通信技術その他の技術の活用を促進すること。

(農産物流通等事業に係る事業再編又は事業参入の促進等)

第12条 国は、農産物流通等の合理化を実現するため、農産物流通等事業について、次に掲げる措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 一 農産物の卸売又は小売の事業について、適正な競争の下で効率的な農産物の流通が行われることとなるよう、事業再編又は事業参入を促進すること。
 - 二 農産物を原材料として使用する製造又は加工の事業について、適正な競争の下で高い生産性が確保されることとなるよう、事業再編又は事業参入を促進すること。
- 2 国は、前項各号に掲げる措置を講ずるに当たっては、農業の健全な発展に資するため、農産物の取引の安定が確保されるよう配慮するものとする。

(農産物の直接の販売の促進)

第13条 国は、農産物流通等の合理化を実現するため、農業者又は農業者団体による農産物の消費者への直接の販売を促進するための措置を講ずるものとする。

(農産物の品質等についての適切な評価)

第15条 国は、農産物流通等の合理化を実現するため、農産物の取引又は消費に際し、その品質、生産又は流通の方法その他の特性が適切に評価されるようにするための措置を講ずるものとする。

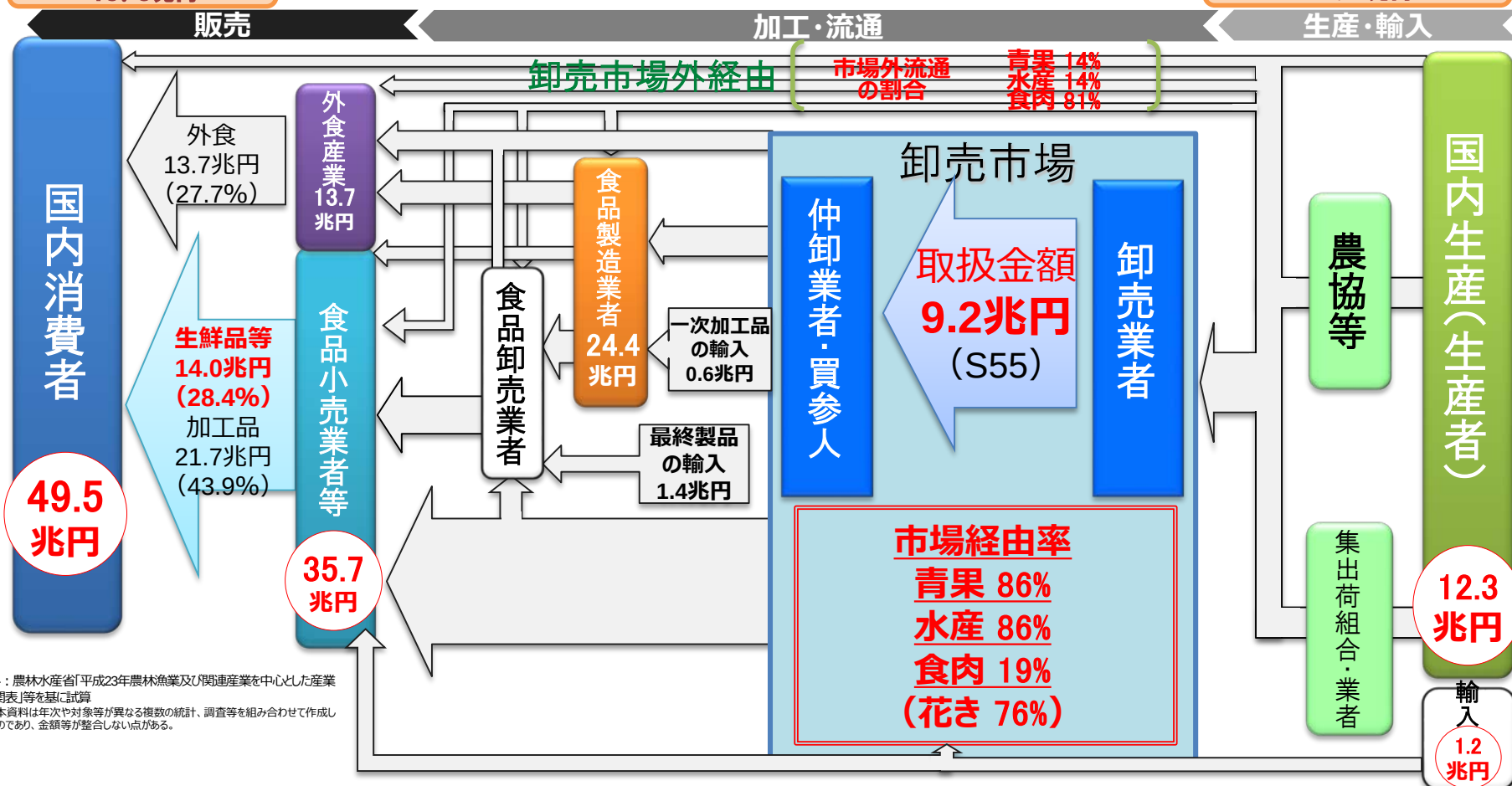
Ⅱ．食品の流通構造の変化

食品の流通構造の変化①

昭和50年代

飲食料の国内最終消費
49.5兆円

国内消費向け食用農林水産物
13.5兆円



※資料：農林水産省「平成23年農林漁業及び関連産業を中心とした産業連関表」等を基に試算
本資料は年次や対象等が異なる複数の統計、調査等を組み合わせて作成したものであり、金額等が整合しない点がある。

■市場の主要機能

① 集荷(品揃え)、分荷機能

全国各地から多種・大量の物品を集荷。
実需者のニーズに応じて、必要な品目・量を分荷。

② 価格形成機能

需給を反映して価格を形成。

③ 代金決済機能

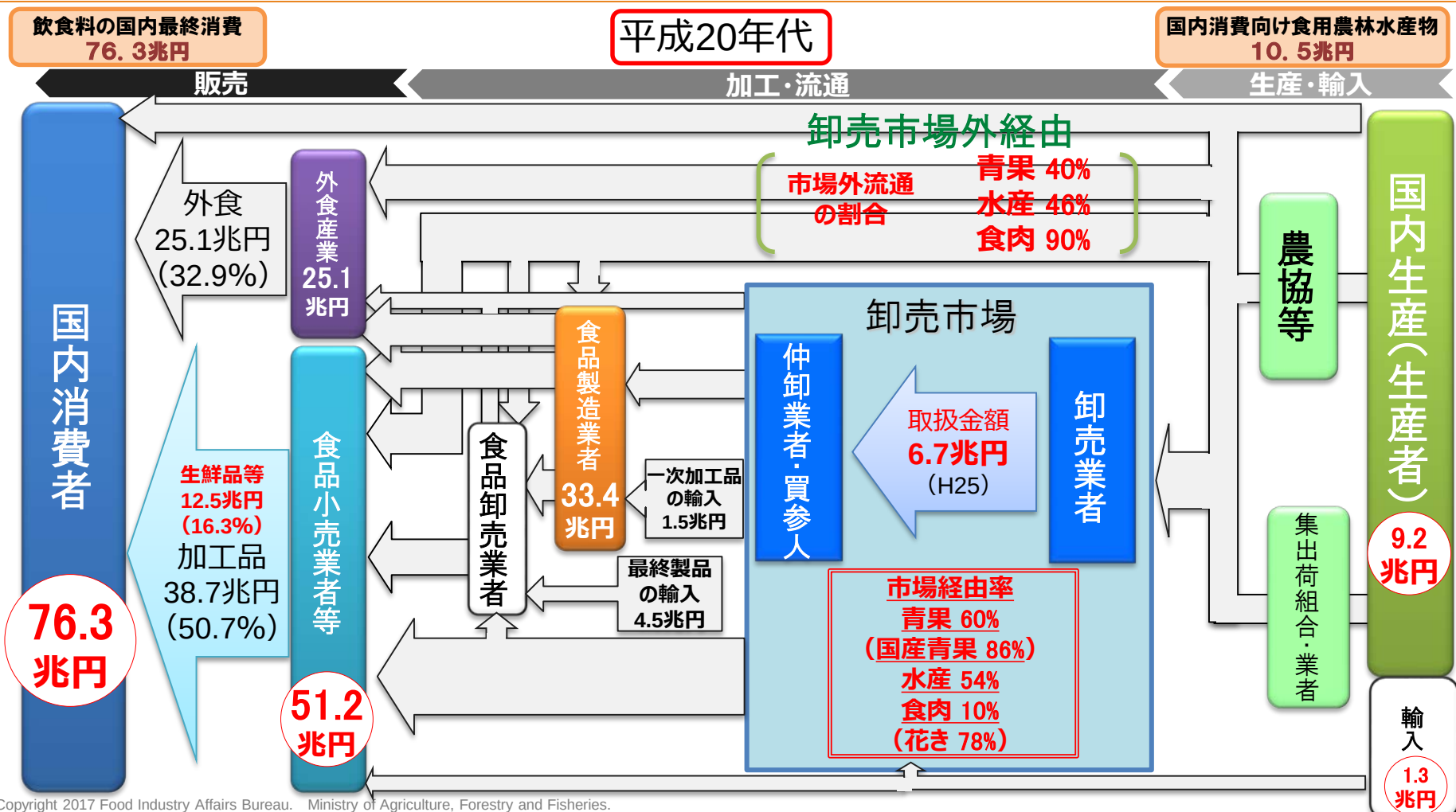
実需者から販売代金を回収し、出荷者へ迅速・確実に決済。

④ 情報受発信機能

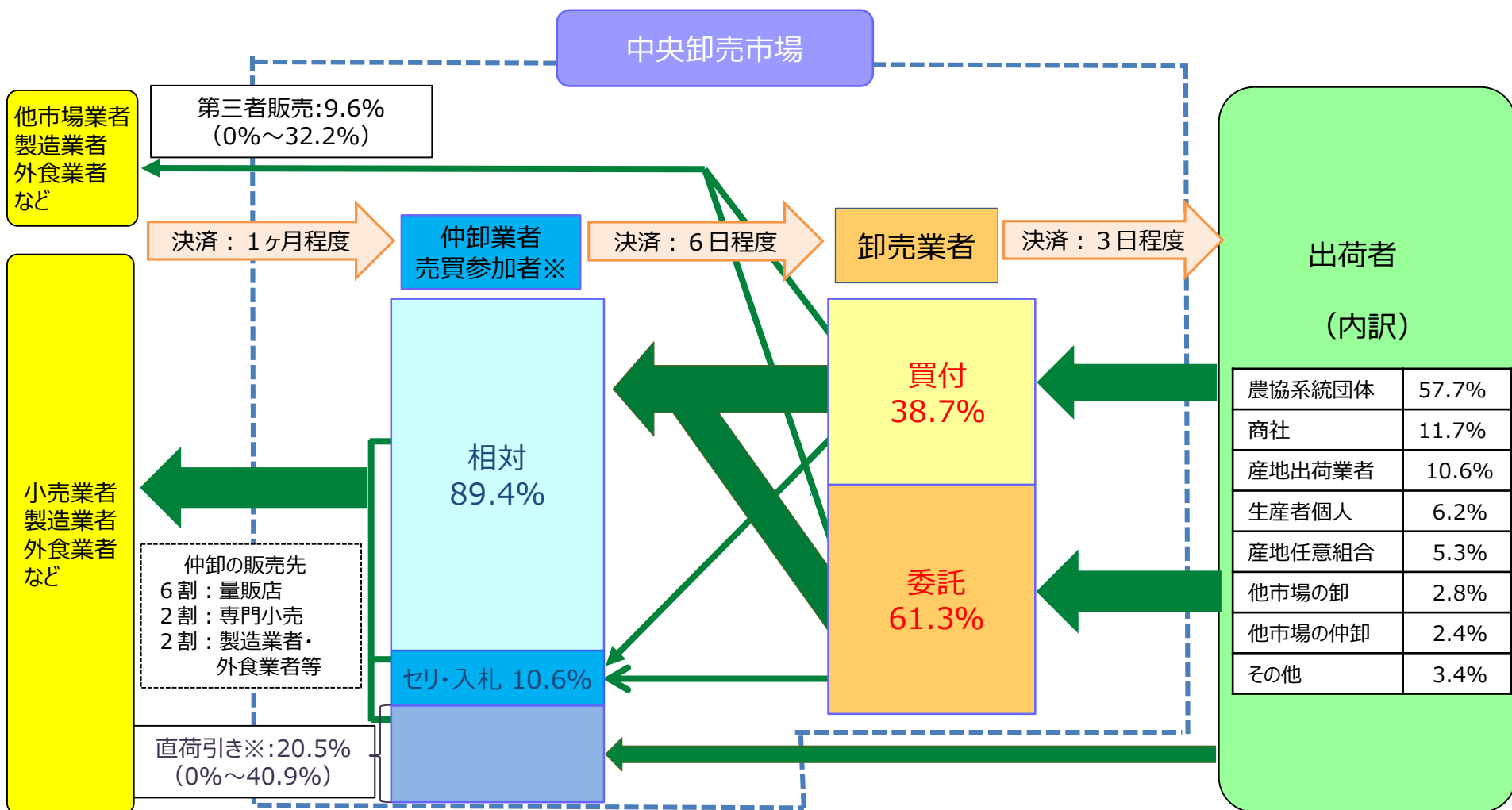
需給情報を収集し、川上・川下に伝達。

食品の流通構造の変化②

- 最終消費の形態における生鮮品の割合は低下。(28.4%→16.3%)
- 卸売市場は、集荷・分荷、価格形成、代金決済等の機能を有するもの。昭和50年代は、卸売市場流通が支配的なシェアであったが、現在は、市場取引のほか、産直取引、契約栽培、直売所、ネット通販など、多様な流通が行われており、また、市場取引の内容も実際に卸売市場に商品を持ち込まず（商物一致の例外）市場の代金決済のみを利用するものもあるなど、大きく変化。

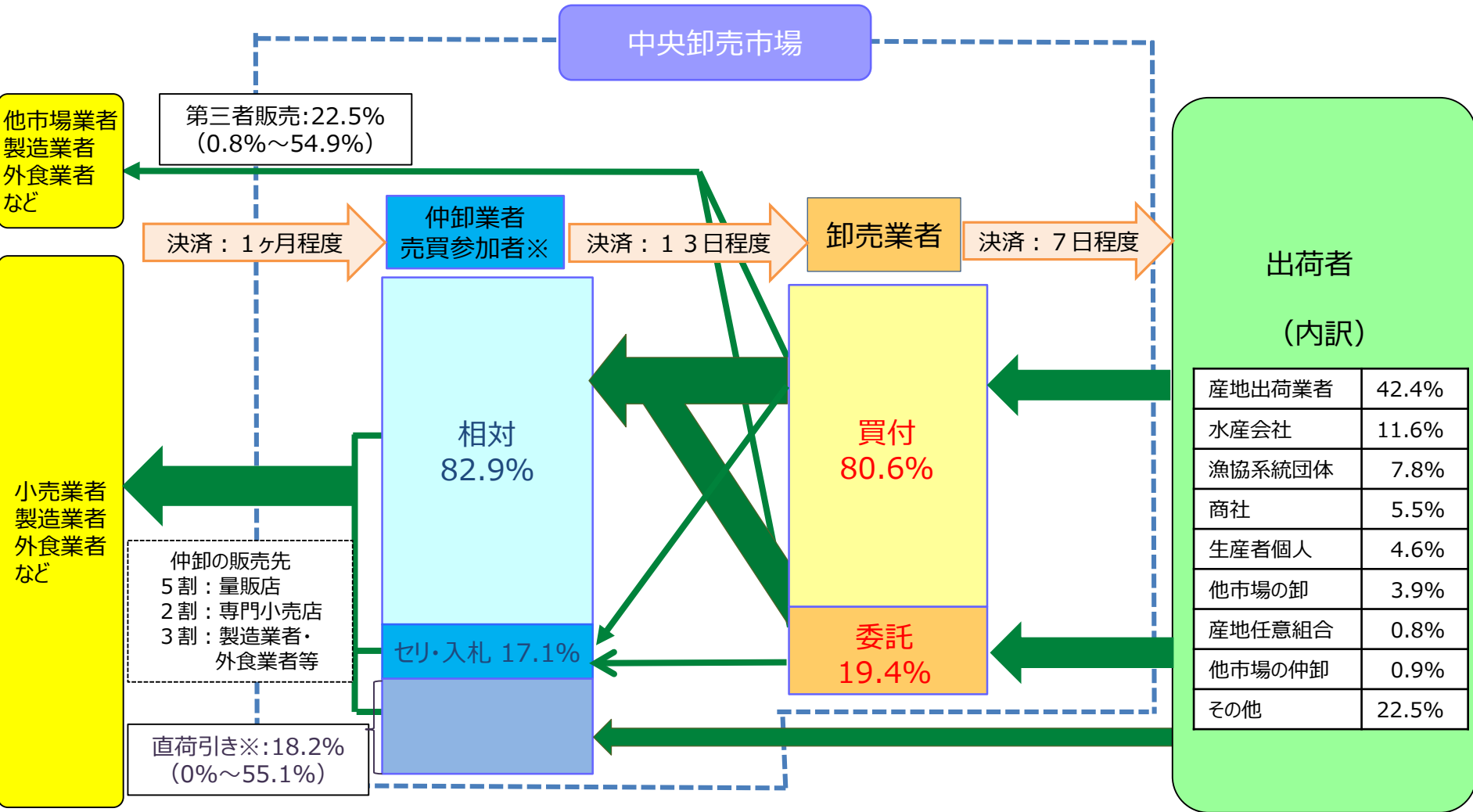


中央卸売市場（青果）の取引構造



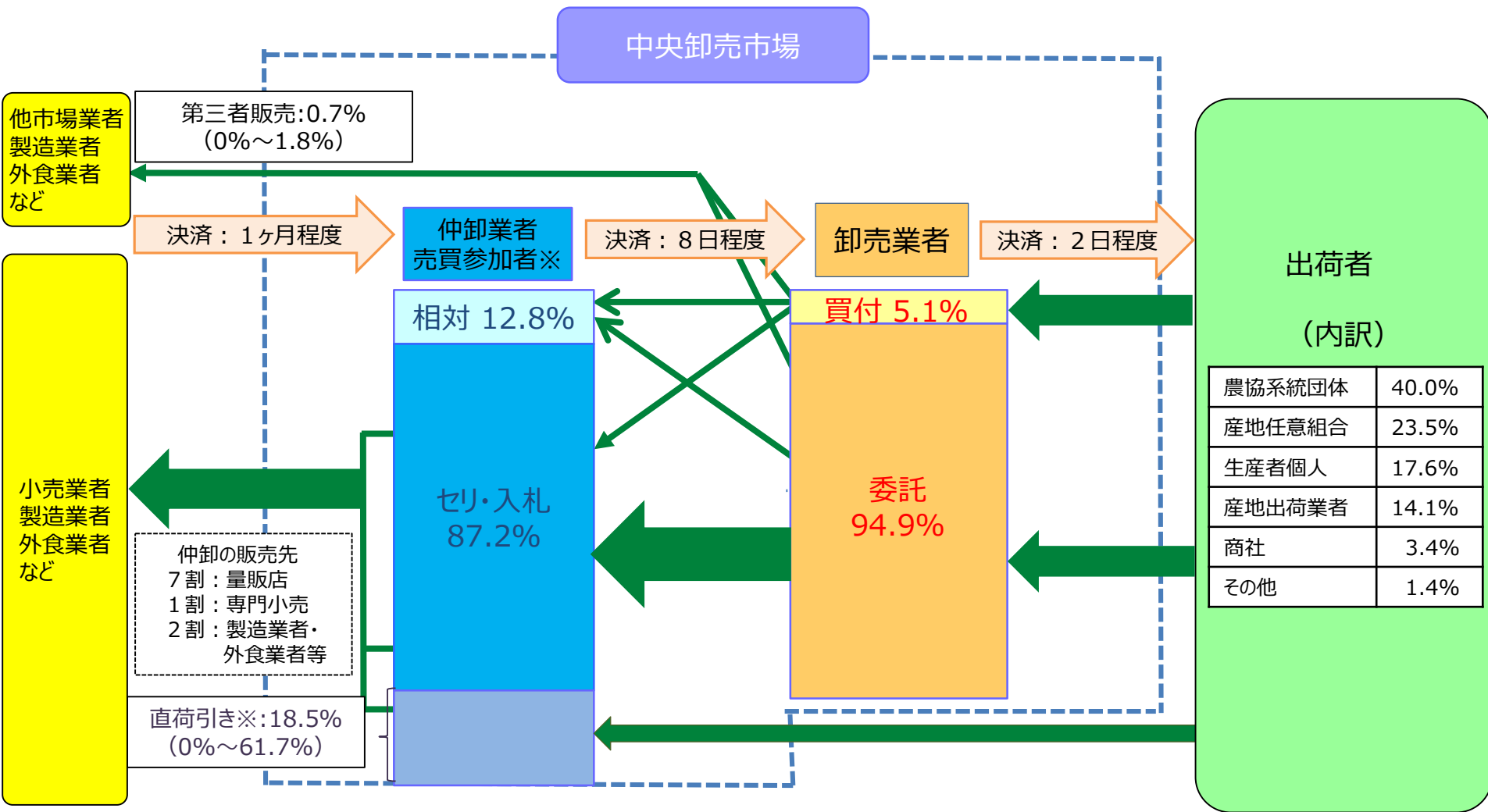
※1 平成27年度（金額ベース）
 ※2 直荷引き部分は、仲卸業者のみ

中央卸売市場（水産物）の取引構造



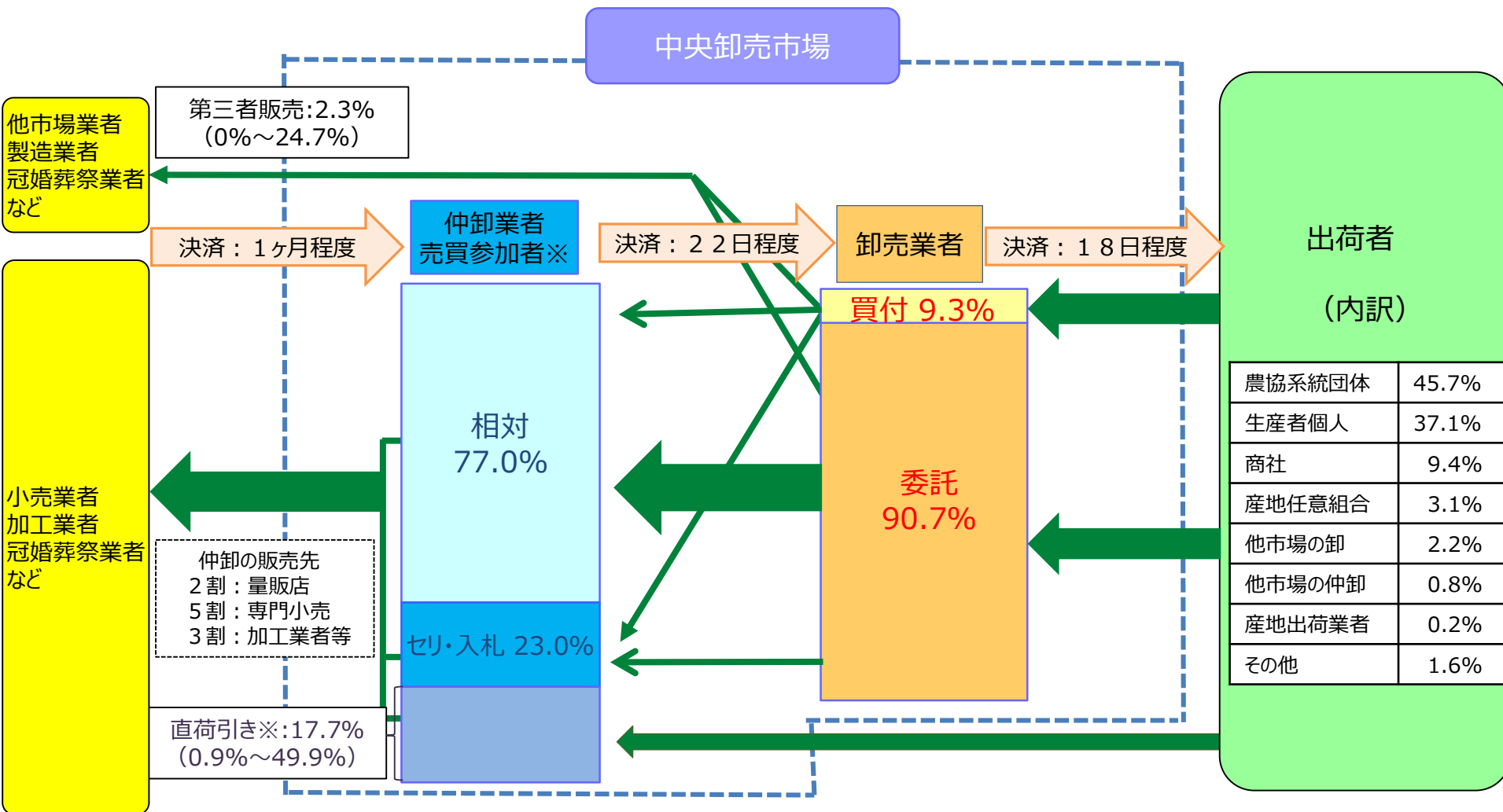
※1 経由率は平成26年度。その他割合は平成27年度（金額ベース）
※2 直荷引き部分は、仲卸業者のみ

中央卸売市場（食肉）の取引構造



※1 平成27年度（金額ベース）
 ※2 直荷引き部分は、仲卸業者のみ

中央卸売市場（花き）の取引構造



※1 平成27年度（金額ベース）

※2 直荷引き部分は、仲卸業者のみ

